

春日井市訪問等理美容サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2第3項に規定する理容所又は美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第3項に規定する美容所（以下「理美容所」という。）に通うことが困難な高齢者が自宅及び理美容所において整髪を受け、要介護度の進行を予防できるよう、訪問等理美容サービス事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象者（以下「対象者」という）は、市内に住所を有する者で、春日井市の認定を受けた介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に定める要介護状態区分において要介護3、要介護4又は要介護5の者のうち次に掲げる保険給付を受けていないものとする。

- (1) 特定施設入居者生活介護
- (2) 認知症対応型共同生活介護
- (3) 地域密着型特定施設入居者生活介護
- (4) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (5) 介護福祉施設サービス
- (6) 介護保健施設サービス
- (7) 介護療養施設サービス
- (8) 介護医療院サービス

(実施方法)

第3条 事業の内容は、対象者に対し散髪、洗髪及び顔そり（理容所に限る。）（以下「補助基準サービス」という。）を提供するものとする。

2 市長は、対象者に整髪料補助券（以下「補助券」という。）を支給するものとする。

(支給枚数)

第4条 前条第2項の規定による補助券の支給は、1年度につき6枚とする。

2 補助券は補助基準サービス1回につき1枚に限り使用することができる。

(使用方法)

第5条 補助基準サービスの提供を受けた者（以下「利用者」という。）は、市長が別に指定し

た理美容所に補助券を提出するものとする。

(利用者負担額)

第6条 利用者は、補助基準サービスの利用者負担額として当該サービスを提供した理美容所に700円を支払わなければならない。

(補助券の再支給)

第7条 補助券は、紛失又は汚損しても再支給はしない。

(譲渡等の禁止)

第8条 利用者は、補助券を他の者に譲渡してはならない。

(返還)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支給した補助券を返還させるものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第2条の規定に該当しなくなったとき。
- (3) 補助券を他人に使用させたと認められるとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助券の支給を受けたと認められるとき。

(請求の方法)

第10条 補助基準サービスを提供した理美容所は、補助基準サービスに係る経費から利用者負担額を控除して得た額を、補助券を添えて市長に請求するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 春日井市ねたきり老人等理容サービス事業実施要綱（昭和53年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。